

委第1号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月29日

提出者 議会運営委員長 柳沢逸夫

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「議会により」を「議決により」に改める。

第47条中「休憩のための」を「休憩のため」に改める。

第62条第2項及び第63条第3項中「第57条及び」を削る。

第63条の次に次の2条を加える。

（質問応答）

第63条の2 質問応答は、一問一答形式で行う。

（質問議員への反問）

第63条の3 法第121条の規定により議場に出席した者は、質問した議員に対して議長の許可を得て反問することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市議会会議規則
(昭和62年12月11日議会規則第1号)

新 旧 対 照 表

最終改正 平成19年12月25日議会規則第1号

改 正 後	改 正 前
<p>つくば市議会会議規則 第1条-第9条 (略) (休会) 第10条 (略) 2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、<u>議決により</u>休会とすることができる。 3・4 (略) 第11条-第46条 (略) (議事の継続) 第47条 延会、中止又は<u>休憩のため</u> 事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。 第48条-第61条 (略) (一般質問) 第62条 (略) 2 _____第60条の規定は、前項の質問について準用する。 3 (略) (緊急質問等) 第63条 (略) 2 (略) 3 _____第60条の規定は、第1項の質問について準用する。</p>	<p>つくば市議会会議規則 第1条-第9条 (略) (休会) 第10条 (略) 2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、<u>議会により</u>休会とすることができる。 3・4 (略) 第11条-第46条 (略) (議事の継続) 第47条 延会、中止又は<u>休憩のため</u>の事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。 第48条-第61条 (略) (一般質問) 第62条 (略) 2 <u>第57条及び</u>第60条の規定は、前項の質問について準用する。 3 (略) (緊急質問等) 第63条 (略) 2 (略) 3 <u>第57条及び</u>第60条の規定は、第1項の質問について準用する。</p>

4 (略)

(質問応答)

第63条の2 質問応答は、一問一答形式で行う。

(質問議員への反問)

第63条の3 法第121条の規定により議場に出席した者は、質問した議員に対して議長の許可を得て反問することができる。

第64条 (以下略)

4 (略)

第64条 (以下略)